第十五号の三様式　（平20内府令47・全改、平21内府令78・旧第十五号の二様式繰下・一部改正、平22内府令40・平24内府令64・平26内府令49・平27内府令38・令元内府令２・一部改正）

【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】　発行登録書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集(売出)短期投資法人債に係る投資法人の名称】

【発行予定期間】　この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　　年　月　日）から　年を経過する日（　　年　月　日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】(1)

【縦覧に供する場所】　名称

（所在地）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【短期投資法人債】

バックアップラインの設定金融機関			
バックアップラインの設定内容			

第２【その他の記載事項】(2)

第二部【参照情報】

第１【参照書類】

法第27条において準用する法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

年　月　日に関東財務局長に提出

事業年度　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

年　月　日までに関東財務局長に提出予定

２【半期報告書】

事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

年　月　日に関東財務局長に提出

事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

年　月　日までに関東財務局長に提出予定

３【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に関東財務局長に提出

４【訂正報告書】

訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を　　年　月　日に関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

第３【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第十五号様式に準じて記載すること。

⑴　発行予定額又は発行残高の上限

本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期投資法人債の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定しているときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された短期投資法人債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される短期投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。

⑵　その他の記載事項

提出者が法第５条第５項において準用する法同条第４項各号に掲げる要件を満たしていることを示すこと。